

スポーツ振興条例調査特別委員会

(平成28年11月 1 日)

10:00 開議

○ 樋口龍馬委員長

おはようございます。

意見交換会の第3回目ということで、本日は6名の市民の方にお越しをいただいているところでございます。ご協力に感謝を申し上げます。

意見交換会の前に、委員会を行いたいというふうに考えておりますので、意見交換会にご参加の皆様は、少々お待ちくださいませ。

では、インターネット中継を始めてください。

それでは、ただいまよりスポーツ振興条例調査特別委員会を開会いたします。

本日、土井委員より欠席のご連絡をいただいておりますので、ご了承ください。

パブリックコメントは昨日までで5名の方から計8件のご意見を頂戴しております。いただいたご意見は、お手元のほうにご用意をさせていただいておりますので、後ほどご一読ください。なお、この意見の集約等につきましては次回の委員会で行いたいというふうに考えておりますので、今回は参考程度ということにとどめ置いていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上で委員会を一旦終了し、意見交換会に入らせていただきます。

インターネット中継を終了してください。

10:02 休憩

---

11:25 再開

○ 樋口龍馬委員長

それでは、会議を再開いたします。インターネット中継を開始してください。

スポーツ振興条例調査特別委員会に入ります。

本日の意見交換会を含めまして、3回の意見交換会を行ってまいりました。また、パブリックコメントのほうも、先ほど皆様のお手元に、5名の方から8件のパブリックコメントということで、また、本日の受け付けも1件あるように聞いております。締め切りが11月4日となっておりますので、まだまだ駆け込みもある可能性はありますが、それらの意

見の集約も含めまして、次回の委員会でとり行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、これまでさまざま意見交換をいただいた中で、皆様の中で考え方に変化を及ぼすようなこともあったかもしれないというふうに考えておるところでございます。これら意見交換会を通じて参考になった意見等を含めまして、条文や逐条解説に追加したい文言等ございましたら、ご意見を頂戴したいというふうに考えております。また、条文や逐条解説に追加をしないまでも、委員長報告の中に記載をしておくようにというような事項があれば、この場で議論をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

まず、条文及び逐条解説に加えるべき部分があるという方、おみえになりましたら挙手にてお願いをいたします。

#### ○ 森川 慎委員

意見交換会ではないですけど、このパブリックコメントを今見ていまして、1番のところ、文化の文字も入れるほうがよくないかと思いますがどうですかというようなことが書いてあるんですけども、少しこれはいいのかなと思って、三重大の教授のお話なんかでも、スポーツは文化だという捉え方をしましょうみたいなお話もあったかと思うんですけど、委員長報告でもいいかと思うんですが、何かその辺も踏まえられるともっといいのかなというふうにちょっと思いました。

以上です。

#### ○ 樋口龍馬委員長

ご意見をいただきました。

条文、逐条解説に入れるかどうかということについては、そこまでは踏み込まないけれども、委員長報告の中でということであれば、委員長報告での対応は比較的容易かなというふうに感じるところでございますので、そのあたりも一度正副委員長のほうで整理をさせていただきたいと思っております。

他にございますでしょうか。ございませんか。

#### ○ 中川雅晶委員

きょう出てきた事業者の方の意見で、事業者の役割って第7条で書いていますけど、全然これじゃどうしたらという点も、確かに読むだけでは捉え方って大分違うんやなと思って、きょう聞いていたんです。この辺、逐条解説に、確かにどの角度で書くかというのも難しいし、書いてしまうと角度が限定されるというところもあるので、確かに難しいなと思うんですけど、もちろん直接の雇用もありますし、指導者の方、例えばいろんな指導者といっても、地域スポーツの子供たちの少年団のスポーツのリーダーとかの指導者に少し配慮いただくという側面もあるでしょうし、森川委員がおっしゃったように、スポーツイベントへボランティアで参画していただくというのもあると思うんですけど、捉えられたのは、やっぱり自分の従業員のスポーツとのかかわりという視点で捉えられたので、僕はどっちかというところではなくて、森川委員が言われたように、参画してもらって、それが従業員の方のスキルアップであったりとかいろんな出会いであったりとか、従業員教育にもなるのかなという側面で、ウイン・ウインじゃないかなと僕は思っておったんですけど、なかなかそうではないというところもきょうかいま見られたので、この辺って、確かに条文もそうですし、逐条解説もざっとしているんですが、この辺の聞き方というのも難しいなと思って、ちょっときょう聞いていたので気になったんです。指摘されたとおりのやなと思って。もう何したらいいか全然わからへんやないかって言われれば、今後これを使っただけの施策に、お互いに切磋琢磨を期待をしないんですけど、それで運営を任せておいて、最後におっしゃっていたけど、これを使って、どうやって責任をこの委員会にとるんやと言われて、この委員会では責任はとれないんですけど、議会としてもやっぱり責任をとっていかなきゃいけないというか、もちろん政策的にやっぱり提案なりとかして、市長部局とやっぱり練り上げて切磋琢磨していかなきゃいけないので、その辺の部分が少し気になったという点だけです。

#### ○ 樋口龍馬委員長

委員長報告への盛り込み等も検討に入れながら、一度正副委員長のほうで先ほどのご意見をもんでみたいと思いますので、お預けいただければと思います。

他にございますでしょうか。ございませんか。

#### ○ 荻須智之委員

第12条で、競技水準の向上ということで、きょう来ていただいた方の対極にあるところ

なんですが、施設面への配慮というのがちょっと足りていないように思うんですが、競技力向上のためには、関連団体の協力、競技会への派遣、研修会、講習会とあるんですが、向上及び効果の十分な発揮を図るための必要な施策というのに施設整備も含まれるって解釈していいんでしょうか。どういうふうに委員長はお考えですか。

#### ○ 樋口龍馬委員長

施設の整備は、別に第15条に設けてありますので、その第15条のほうで読み解いていただきたいなど。

#### ○ 萩須智之委員

それで、第15条はどっちかというところ、先ほど自治会連合会の方が言われたような、身近にスポーツに親しむということが頭に来るので、スポーツ施設、これで競技用のものも含むというふうに解釈できればええなとは思ったんですが、そういうふうに解釈してよろしいんですかね。どうですか。

#### ○ 樋口龍馬委員長

競技力の向上のために設備を整備していくことの必要性というのは、この条例の中には書きづらいところがあるのかなと思いますので、読み解き云々という話になると、それは萩須委員がどのように解釈をしていくかというところになってくるのかなと。それを具体的に私が、こう解釈していいと思うということを論拠にして、例えば一般質問をつくっていただいても、私も責任をようとり切りませんし、条例の解釈を委員会の中でもんでいくときに、こういう解釈であったというような前提に成り得るかと言われると、萩須委員の指摘は成り得ないのかなというふうに言わざるを得ないところだと思いますので、胸の内にとどめていただいて解釈を変えていっていただいたほうが、より有効な政策立案になるんじゃないかなというふうに思います。

#### ○ 萩須智之委員

じゃ、身近なスポーツに親しむというのは、見るのも含めて、そういう競技施設もというふうに解釈させていただきますので。

○ 樋口龍馬委員長

そのあたりは、ご見識にお任せしたいと思います。

○ 森川 慎委員

でも、今のお話やと、第15条の解説のところ、競技力の向上がスポーツ施設の整備の充実を図る必要があるって書いてあるので、荻須委員の言われたことはここに含まれているんじゃないかなと私は思うんですが。

○ 樋口龍馬委員長

それは、それぞれで判断してください。私の口からは申し上げられません。それは私の所見になってしまいますので。よろしくお願いします。

○ 太田紀子委員

市民の人から条例に対する意見をいただいているんですけど、条例というのと計画というのをちょっと取り違えている部分があって、具体的なものが示されていないとかということが結構たくさん書かれているもので、その辺もやっぱりちょっと何かPRというか、条例はあくまでもそういうことを実行するものではないという、そういうものをつけ加えておかないと、ちょっと勘違いされて意見を述べられているのがあるのかなというふうにお見受けしたんですが。

○ 樋口龍馬委員長

その件につきましては、計画を定めるものとするということを、計画の策定として第8条の中に入れさせていただいております。第8条の中で、具体的にこの条例を根拠として推進計画を策定することが必要であるというふうに書かせていただいておりますので、これ以上踏み込んだ書き方というのは難しいところがあるのかなというふうには思うんですが。余計に不安を与えてしまうと思うんですよ。この条例自身は実効性がないという書き方をせよというふうには、太田委員の意見だとなってしまうので。

○ 太田紀子委員

実効性のないものというのではなく、ここまでをうたっているんです、実行するに当た

ってはみたい。何か言葉一つ加えるものがないのかなと考えているんですけど、ちょっと思い浮かばないもので申しわけありません。

#### ○ 樋口龍馬委員長

第8条の中に、私は包括されているというふうには考えてはおるんですけども、どうですかね。

#### ○ 日置記平委員

意見は皆さん方たくさんお持ちだと思いますが、言葉って非常に幅広く理解できるほうがいいときがありますね、往々にして。だから、そんなふうなところで、一つ一つ1から10まで明確にびたっとおさめてしまうと、それにこだわってしまうので、幅広く理解できるような形で、委員長が言ったように、この条例が決まったら所管の常任委員会に渡すということになるわけで、条例については、幅の広い意味でええやないかというふうに思います。

だから、いろいろと委員長自身が幅広く理解してもらっているの、その辺のところについては、そういう締めくくりでどうですか。

#### ○ 樋口龍馬委員長

条例と計画の関係性について、委員長報告の中でまとめていくのか、解説の中に手を加えるのかということも含めて、一度、正副委員長で預からせていただきます。

他にございますでしょうか。

#### ○ 加納康樹委員

今日置委員のほうである程度まとめていただきましたけど、その中に、中川委員のほうから提案があった第7条のところも、そこに含まれる話かなと正直思います。ですので、ここは正副委員長に、どういう対応でいくのか、委員長報告というところなのか云々はお任せをしたいと思います。

そして、今の時点でもらっている市民の皆様からのパブリックコメントの意見に関して、それぞれ納得するところもあれば、うーんというところもなくはないんですが、全般を通じて見ると、このパブリックコメントを受けて条文とかをいじるまでのことはないのかな

という感じを私としては受けていますので、これもまた正副委員長に丸投げしちゃうんですけど、次週に向けては、これらに対する回答案も正副委員長のほうでちょっと練っていただいて出していただいてというところで、終結に向かって次回というのでいいのではないのかなという感じを思っております。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

きょう受け付けをしたものも、概要だけ私もさらっと聞いたんですけれども、9件目の意見というのは、高齢者が健康長寿社会に向けて活動していくためのスポーツ教室の充実を図ってほしいというような趣旨の意見だというふうに聞いていますので、これ以上多くの意見が集まらないようなことであれば、加納委員が言われるように正副委員長のほうで、これが30件、40件となってくると難しいところも出てくるかなと思うんですけれども、この現行程度の数なのであれば、言われるように私どものほうで、正副委員長のほうで一度案をつくらせていただいて、次回提示をさせていただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

なしのお声をいただきましたので、この件につきましてはこちらで閉じさせていただきます。

委員長報告に記載したい事項という点についても、先ほどのやりとりの中で、可能かどうかについて、一度正副委員長のほうで預らせてください。ありがとうございます。

ほかにございます方、おみえになりますでしょうか。



(なし)

○ 樋口龍馬委員長

なしのお声をいただきました。

今後の日程についての確認をさせていただきたいと存じます。

第13回は11月15日午前10時より、この件につきましては、前回確認をされているところ  
でございます。

先ほど加納委員からご意見を賜りました、正副委員長のほうでパブリックコメントへの  
意見対応についても勘案をさせていただくという点と、本日、中川委員、荻須委員、太田  
委員よりいただきました意見について、正副委員長で少しもませていただいて、その回答  
も含めた回答をさせていただきたいというふうに存じます。

第14回、11月21日月曜日につきましても確認をさせていただいているところでございま  
すが、第13回で全てのパブリックコメントの確認等ができました場合におきましては開催  
しないこととさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをい  
たします。

以上で本日の委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

11：40 閉議